

## 仕事の持ち帰り



以前、仕事を家に持ち帰っても結局仕事をしないまま翌日を迎えてしまうという話をしました。

そのときは持ち帰った資料の重さ分の筋トレをしているのだと前向きに捉えていたのですが、最近、別の気づきがありました。それは、せっかく持ち帰ったのに何もしなかったという罪悪感と焦りから翌日の仕事がすごく捗るというものです。連休などを跨ぐとよりいっそう捗ります。たぶん、お休み中に充電していた何かを一気に放出しているのだと思います。

また新しい気づきがあったら報告させていただきます。

### 弁護士バッジ（記章）

ひまわりと天秤がモチーフになっています。バッジの裏には登録番号が刻印されています。

日弁連から借りているという体裁なので、紛失すると始末書を書かされるようです。

紛失した際に始末書を書きたくない弁護士が「どこかにしまい込んでおくだけでなくしてなどない！」と言い張るケースもあると聞いています。このような場合、当然、再交付してもらえませんが、普段あまり使わないので特に困りません。

## 調停に代わる審判

最近、けっこう用いられている印象の手続きです。

調停は原則として当事者が出頭して話し合いを行う必要があります。特に、話し合いが実を結んで調停を成立させるときは当事者が揃っていなければなりません。

もっとも、当事者の一部が遠方に住んでいる等の事情がある場合、欠席当事者の意向が明らかになっていれば、調停を不成立にして審判手続に移行するのは時間的にも労力的にももったいないです。このような場合、裁判所が「調停に代わる審判」という形で全員の意向を汲んだ書面を発送することがあります。

書面を受け取った後、2週間以内に誰も異議を述べなければ審判が確定します。事前に全員の意見が明らかになっていますので、異議なく確定するのが通常です。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設